

令和3年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和3年7月21日（水） 午後3時00分～午後4時40分
開催場所	松阪市役所 入札室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）
事務局	契約・検査担当参事 中西 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導係長 野口 検査指導係主任 大河内 契約係長 中西
議題	議題1 「五主津波避難タワー新築工事」入札事務誤りによる入札無効について（報告） 議題2 入札及び契約の状況報告（令和3年4月から令和3年6月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題3 抽出事案の審議（村田委員抽出） 議題4 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●「五主津波避難タワー新築工事」入札事務誤りによる入札無効について	
	当該工事は、令和3年4月5日、条件付き一般競争入札（低入札調査型）で本市ホーム

	ページ入札の広場において発注を公告（地方自治法施行令第 167 条の 6）。公告には工事名や工事場所、入札参加資格要件などの情報を掲載するほか、参加申請提出書類や設計図書（金抜き設計書、仕様書、図面）などを添付。 公告後、4 月 13 日に入札参加可能業者より設計図書に関する質問書が提出され、質問内容により公告データに訂正が生じた。この際、発注課より訂正後のデータをいただき、4 月 14 日にホームページにて訂正をお知らせしましたが、本来公表しない「最低制限価格率計算書」が添付ファイルに含まれる事務的ミスがあった。 このことについては、5 月 27 日市議会本会議の議案質疑（議案第 82 号工事請負契約の締結について）において、「最低制限価格率計算書」が添付されていることを指摘された。 開札は 4 月 23 日に執行、契約相手方と令和 3 年 5 月 6 日に仮契約書の締結を行い、6 月 14 日に議会の承認を得るところであった。 「最低制限価格率計算書」は非公開資料であり、公表されたことで入札結果に大きな影響を与え、入札の公正性は大きく失われた。その後、本入札を無効とし、建設工事請負契約条項第 48 条（発注者の任意解除権）により 6 月 4 日付で契約を解除。今後は、再発防止のため事務チェック体制の強化を行い、適正な入札事務の執行に万全を期したい。なお、当該工事は、再度設計書の見直しを行い、7 月 5 日（月）に公告を行い、現在入札参加者の受付期間中。開札日は、7 月 30 日（金）、次回の市議会で承認いただき本契約となる。
--	--

・再公告の設計書は、見直しは行ったのか。 ・改めてチェック体制を強化していただき、再発防止に努められたい。	・一部、設計書の見直しを行っております。
●入札及び契約の状況報告（令和３年４月から令和３年６月分）	
委 員	事 務 局
	・工事の発注状況について 第１四半期の入札件数は総計 93 件。内訳として工事 44 件、委託 38 件、入札不調 1 件、中止は 10 件であった。前年同期と比較し、発注総数は 12 件の減。契約金額は総計 17 億 6,359 万 8,100 円。内訳が工事 14 億 6,590 万 8,400 円、委託 2 億 9,768 千 9,700 円で前年比較総計 6 億 6,432 万 1,900 円の減。平均落札率は、全体で 83.80%、内訳として工事が 87.72%、委託が 79.26%。昨年度まで本市の入札制度上、最低制限価格は予定価格に 85%、業務委託 75%を乗じ算出していたことから最低制限価格付近での落札率であったが、今年度の入札制度の改正により、最低制限価格は昨年度と比較し工事は約 3%、業務委託は約 4%上昇した落札率となった。 ・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止の対象はなし。
●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
委 員	事 務 局
この四半期における入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査の案件などについて確認したい。事務局に説明をお願いしたい。	入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上について 入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上は 3 件。

・落札率 90%以上となった「浸水対策事業伊賀町排水路地質調査業務委託」、「蘭橋仮橋設置工事」は、ランダム係数が高めに設定され、いくつかの応札が無効となり、高値応札者との契約となっている。制度上予定されるものであるためやむを得ないが、最低制限価格を算出するためのランダム係数の弱みの部分が出たものと理解する。	まず、「五主津波避難タワー新築工事」の落札率は 90.80%。次に「松名瀬津波避難タワー新築工事」落札率は 91.17%、最後に「松阪中消防署仮眠室個室化改修工事」落札率は 90.67%。 入札制度改正前の落札率は、予定価格に 85%（工事）、75%（業務委託）それぞれ乗じたものが「最低制限価格」であったため、概ね 85%・75%台を推移していたことから、落札率 90%を超える案件を抽出対象としていたが、「最低制限価格」算出の改正により、今後落札率 90%に変わる高落札率の検証をしていく必要がある。 落札率 90%以上について この案件については 7 件。 特に「久保中学校外壁・サッシ改修工事」、「飯南学校給食センター給水給湯配管及びトイレ改修工事」、「浸水対策事業伊賀町排水路地質調査業務委託」、「蘭橋仮橋設置工事」は、ランダム係数が高めの設定となり、いくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生した。制度改正後においても、この事象は変わっていない。 ※《改正前》 ・ 予定価格×ランダム係数（99.00%～99.99%） ※《改正後》 ・ 基準価格率×ランダム係数（99.50%～100.49%）
---	---

・毎年この四半期に発注のある造園関係の案件については、先ほど事務局の説明のとおり、市内業者で履行可能な業務で落札率も最低制限価格付近であることから結果としては特に問題とするものではないと思うが、当委員会発足時から注目している業種で、限られた競争の中においては不自然な入札が無いか見ていく必要があるとともに、入札参加者が増えるような研究をしていただきたい。

入札参加者数 5 社以下について

この案件については 17 件。

主に例年この時期に発注がある造園関係で、樹木や芝生管理等の年間管理の業務。市内、準市内を対象とし、同日落札制限や手持ち業務件数制限を適用せず、参加の窓口を可能な限り広げ発注しているが、生き物である植物の管理で特殊業務となることから年間業務実績や技術者資格（1 級技能検定造園合格者が直接作業を行うこと）を参加要件としている。

参加者は最大 4 社であるが、市内業者で施工可能であること、最低制限価格付近にあることから、現在のところ問題ないと考えているが、入札結果の状況には注視していきたいと考えている。

低入札価格調査型について

低入札価格調査型は 5 件。内訳は、建築一式 3 件、土木一式 2 件。

はじめに、低入札価格調査制度は、最低制限価格をわずかでも下回る入札を一律に失格とし、場合によっては高値応札者との契約を余儀なくする入札手続きの不合理さを補完する制度として、当委員会の意見を受け、平成 26 年 11 月から設計金額 1 億円以上の建設工事を対象に試行導入してきた。対象である設計金額 1 億円以上の建設工事の改正はないが、「低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準」積算内訳書に掲げる価格に乗じる率を 4 月から以下のように改正している。

※《改正前》

・土木一式工事ほか 純工事費（直接工事費＋共通仮設費）85%、現場管理費 70%、

	一般管理費 30% ・ 建築一式工事 純工事費（直接工事費＋共通仮設費）80%、現場管理費 70%、一般管理費 30% ※《改正後》 全工種 直接工事費 90%、共通仮設費 80%、現場管理費 80%、一般管理費 30% また、過去、当委員会では、低入札の結果に対し土木一式工事は同額が多発し下限値付近への応札が集中しているが品質低下の兆候は見られないので引き続き注視していく意見があったが、今期の低入札平均落札率は、土木一式工事 79%、建築一式工事が 89%。この結果は、最低制限の引き上げにより平均落札率が上昇したものとみる が、今後、低入札の状況と品質・適正履行については制度改正後においても注視していきたいと考えている。 インセンティブ型について 「小黒田北田 1 号線道路修繕工事」は、今年度初めてのインセンティブ発注。参加業者からも好評を得ており、今年度も昨年度以上の発注件数を予定している。 入札不調について 入札不調は 1 件。 「松阪市立嬉野中学校校舎大規模改造工事（第 1 期）」。低入札価格調査の案件で応札者は 3 者あったが、全社「積算内訳書審査基準」を満たさず失格となり不調となった。 入札中止について 入札中止は 10 件。公告中に設計書に誤り
--	--

・昨年と比べ入札中止が非常に多い。原因は入札制度改正によるものなのか。	があり中止の措置を行った。全案件、再度公告を行い入札執行済みである。 ・入札制度改正により、応札者は直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費をしっかりと積算しないと最低制限価格算出に影響がでる。応札者が今まで以上に詳細な積算をすることで相違があったもの。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考えるが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考えるが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	①松阪市総合運動公園園路法面災害復旧工事 令和3年3月13日の集中豪雨により、松阪市総合運動公園内の園路法面（A＝2900 m²）が崩落。復旧工事を行うにあたり本体工事と復旧工事が異なると瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど密接不可分な関係となるため、令和2年度に松阪市総合運動公園内の園路工事を施工した同一施工業者に履行させることで経費の節減も確保できる。また、早急に復旧工事を行わなければならないことで本体工事を受注した相手方と自治令第167条の2第1項第5号及び第6号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ② 松阪市公共下水道台帳補正業務委託 ③ 松阪市道路台帳補正業務委託 ④ 松阪市上水道台帳補正業務委託 公共下水道台帳、道路台帳、上水道台帳の補正業務は、松阪市統合型GISと連動する台帳管理システムのデータ情報を補正、更新をするものである。それぞれのシステム並びに松阪市統合型GISシステムは、契約相手方による独自技術、著作権などによ

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	り構築されており、本業務に要する専門性、技術的条件から業務を履行できる唯一の業者となることから自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ⑤ 嬉野田村地区事業計画書作成業務委託 ⑥ 三雲北部地区事業計画書作成業務委託 日常的な湛水防除施設の機械設備、電気設備等の状態を総合的に把握し、計画書作成においてもヒアリングや事業採択申請での確な提案ができる。また、これまでの業務実績による現地調査、資料収集などの省略が可能で経費の縮減効果も見込める。これまでの業務に対する責任所在の一元化も含めて本業務に必要となる条件を満たせることから、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号により随意契約を締結した。 ⑦ 令和 3 年度松阪市公共建築物定期点検業務委託 本市が所有する公共建築物においては、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員等に、特定建築物については、3 年以内ごと、特定建築設備等については、1 年以内ごとに点検を行うこととされている。本業務を行うことができる者は、専門的な知識を有する資格者に限定されており、公共施設の用途・規模等を勘案するとその資格者の中でも一級建築士による点検が望ましく、安定的に継続的かつ質の高い点検・調査報告を得るためには、習熟した多くの点検調査者を要したうえで、各調査者が作成した報告書をすべ
---	--

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	て精査し、均一かつ一定の水準以上の品質を確保できる体制が構築されている必要があることにより自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ⑧ 超高齢社会交通弱者対策調査検討業務 本業務は、交通手段を有しない高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段のあり方についての調査・検討、特に高齢化や人口減少の進展が顕著で、公共交通機関の利用者数が減少傾向にある飯高管内の移動手段の再編、地域にとって望ましい移動サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす地域公共交通計画の策定を行うもの。事業の実施にあたっては、公共交通のみならず、スクールバスやスクールタクシー、福祉有償運送など地域にある輸送資源を活用した移動手段のあり方等を検討していくことから、松阪市の地域特性を十分に把握した上で、公共交通の活性化やまちづくりに関する幅広い知識、経験による有用性や実現性、独自性が高い企画提案が求められることから、プロポーザル方式により委託事業者を募集。審査の結果、現地調査や地域特性を踏まえた具体的な提案を盛り込んだ最優秀提案者と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ⑨新型コロナウイルスワクチン配送業務 新型コロナウイルスの個別接種を実施するにあたり、超低温冷凍庫を設置する部署から各医療機関に対して、ワクチンを冷凍状態にて運送業者により定期配送する必要があると生じ、早急にワクチン配送体制を構築する必要があると、自治令第 167 条の 2 第 1 項
---	---

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	第 8 号により随意契約を締結した。 ⑩令和 3 年度松阪市森林整備事業業務委託（その 1） 森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成 31 年 4 月にスタートし、森林を適正に管理していくことが明確化された。 未整備森林を保有する森林所有者を対象に、自ら経営・管理していくことが困難な場合は、森林環境創造事業と同様に森林所有者から管理委託を受けた森林を「公共財」として、間伐を実施することで、森林の適正な管理を図るもので、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としていることから、市と森林所有者及び認定林業事業体間において、「松阪市森林整備事業に関する協定」の締結が必要となることから自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
	次回開催日を令和 3 年 10 月 20 日（水）15 時 00 分からとし、抽出委員は坂本委員とする。